

社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設 さとまち 運営規程  
(指定通所リハビリテーション事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業)

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する介護老人保健施設 さとまち が行う指定通所リハビリテーション事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下、併せて「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等に対し、適正かつ高次なリハビリテーションを提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- 4 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、その実施状況をモニタリングし、結果を指定居宅介護支援事業者、又は指定介護予防支援事業者へ報告します。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

名 称 社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設 さとまち  
所在地 安城市里町畑下 62 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員及びその業務を統括し、管理・監督・指導を行います。
- (2) 医師 1名以上  
医師は、利用者等の病状や心身の状態の把握に努め、的確な診断と適切な処置を行うとともに機能訓練等が計画的かつ効果的に行えるよう指導します。
- (3) 看護職員 1名以上（常勤換算）  
看護師は、利用者等の看護及び健康管理の業務を行います。
- (4) 介護職員 6名以上（常勤換算）  
介護職員は、利用者等の日常生活全般を介護し、支援相談員等と協力して生活指導の業務を行います。
- (5) 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 1名以上  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者等の機能訓練及び日常生活動作能力の改善又は維持を図るため、個別計画の作成、目標の設定、計画的な評価等を行い、効果的な機能訓練を行います。

(6) 事務職員 1名以上

事務職員は、介護保険請求その他必要な事務を行います。

(7) 運転手 1名以上

運転手は、利用者の送迎業務を行います

また、介護予防通所リハビリテーションにおけるサービスに関しては人員を兼務とし、設備を共用するものとします。

(営業日及びサービスの提供時間)

第5条 事業所の営業日及びサービス提供時間は、次のとおりです。

営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月31日～1月2日）は除く。

窓口時間 午前8時45分から午後5時30分まで。

サービス提供時間 午前10時から午後4時15分まで。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりです。

第1単位 75人

(内容及び利用料等の額)

第7条 サービスの内容は、次のとおりです。

- (1) 健康チェック
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴（介護浴、機械浴）
- (4) 食事
- (5) 送迎

- 2 指定通所リハビリテーションの利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。ただし午後6時以降ご利用になる場合は30分ごとに500円を実費で頂きます。またそれに伴い夕食を召し上がる場合には650円を実費でいただきます。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。
  - ①介護予防通所リハビリテーション費 要支援1
  - ②介護予防通所リハビリテーション費 要支援2
- 4 第8条の通常の事業の実施地域を越えた地点での費用は、次のとおりです。

実施地域から片道10キロメートル未満 300円  
実施地域から片道10キロメートル以上15キロメートル未満 500円  
実施地域から片道15キロメートル以上5キロメートル増すごとに500円を加算します。
- 5 食費は、昼食650円（おやつ代40円込）です。
- 6 教養娯楽として日常生活で必要となる費用で利用者に負担していただく額は、1日につき72円です。
- 7 前各号の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に同意をいただきます。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下のとおりです。

安城市

知立市

岡崎市西部

宇頭町、宇頭北町、宇頭南町、宇頭東町

豊田市南部

駒場町、生駒町、高丘新町、高岡本町、若林西町、中根町、若林東町、吉原町

和会町、広美町、福受町、花園町

(留意事項)

第9条 利用者は、職員の指示に従ってサービスの提供を受けていただきます。

2 利用者は、次の点にも留意していただきます。

- ・別に定める事業所の注意事項を守り、他の迷惑にならないようにすること。
- ・体調がおかしいときは、速やかに申し出ること。
- ・設備等は、他の迷惑にならないように利用すること。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を作成の上、定期的に避難・救出等の訓練(シミュレーション)を行い、その実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に職員に周知します。

(感染症対策の徹底)

第11条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 事業所における感染症の発生及びまん延等に関する対策の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組みます。
- (5) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処に関する手順に沿った対応を行います。

(事故発生時の対応)

第12条 施設は事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行います。

(その他の留意事項)

第 13 条 事業所は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるとともに職員体制を整備します。

採用時研修 原則採用後 1 か月以内

継続研修 毎月 1 回、内外講師による研修 (学習会)

- 2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施の上、当該担当者を定めます。
  - 3 職員は、職務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密を厳守します。
  - 4 職員であった者に職務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密を厳守させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を厳守するよう、職員との雇用契約の内容に含むものとします。
  - 5 事業所は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的実施します
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づき定めます。

#### 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。